

指宿広域市町村圏組合行政不服審査会条例

(平成28年指宿広域市町村圏組合条例第5号)

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項の規定に基づき、法の規定により権限に属させられた事項を処理するため、管理者の附属機関として、指宿広域市町村圏組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員で組織する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

6 委員の報酬及び費用弁償については、別に定める。

第4条 管理者は、委員が心身の故障のために職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。